

(1) 松山市ファミリーシップ届出受理カードの提示で利用可能となる行政サービス

※ 詳しい利用要件等については、それぞれの担当部署にご確認ください。

No		行政サービス名	制度概要・注意点	届出受理カードの提示	担当課・問い合わせ先	
1	証明等	各種税証明の交付 ・固定資産税課税台帳記載事項証明・評価証明 ・市民税県民税森林環境税所得（課税）証明書 ・納税証明書 ・完納証明書	住民票が同一世帯であれば、委任状を用意せずに、各種税証明発行の交付申請ができます。	必要	納税課	948-6299
2		救急搬送証明書の交付	救急搬送証明書の交付申請・受領ができます。	必要	救急課	926-9227
3		死者情報の開示申出	市が保有する死者に関する情報について、開示申出・受領ができます。	必要	文書法制課	948-6866
4		障害者控除対象者認定書発行	障害者控除対象者認定書の発行申請ができます。	必要	障がい福祉課	948-6017
5	医療	鳥しょ部航路運賃助成金交付申請	鳥しょ部に住む中学生以下の子が航路を利用して医療機関を受診した時に、子と付き添いの保護者1名分の復路フェリー旅客運賃相当額を助成する制度で、パートナーも保護者として助成の対象とします。	必要	医事薬事課	911-1804
6	くらし	住民票の続柄変更届（同居人⇒縁故者）	住民票が同一世帯であれば、二人からの申出（窓口又は書面）により住民票の続柄を「縁故者」と記載できます。	必要	市民課	948-6337
7		市営住宅の入居申込み	家族として、市営住宅への入居の申込みができます。	必要	住宅課	948-6498